

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【公表番号】特表2015-510242(P2015-510242A)

【公表日】平成27年4月2日(2015.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-022

【出願番号】特願2014-556600(P2014-556600)

【国際特許分類】

H 01 R 13/58 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/58

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月5日(2016.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気ケーブル用のストレインリリーフであって、

長手方向のベース部であり、前記ベース部の長手方向に延びる両側部から上向きに延びる湾曲した側面部を含むベース部と、

前記ベース部の短手方向に延びる両側部から延びる第1及び第2の向かい合ったストレイン・リリーフ・ラッチと、を含み、各ラッチは、前記ベース部の短手側部から延び、最初に上向きに湾曲し、その後下向きに湾曲し、下向きに延びるアーム部のところで終わる、湾曲した連結部を含み、前記アーム部は、弾力的に外向きに撓んで、電気コネクタへの前記ストレインリリーフの確実な取り付けに適合するように構成されている、電気ケーブル用のストレインリリーフ。

【請求項2】

前記アーム部が、前記アーム部の両側面に配置され、前記電気コネクタの隆起部の傾斜した側面に適合するように構成された、互いに反対側の凹部を含む、請求項1に記載のストレインリリーフ。

【請求項3】

前記ベース部が、平面レーストラック状部により囲まれた中空ドーム状部を含み、前記湾曲した側面部が前記平面レーストラック状部の長手方向に延びる両側部から上向きに延びている、請求項1に記載のストレインリリーフ。

【請求項4】

前記ストレイン・リリーフ・ラッチが、前記アーム部の端部に位置し、前記電気コネクタへの前記ストレインリリーフの組み立てに適合するように構成された、向かい合った傾斜面を含む、請求項1に記載のストレインリリーフ。

【請求項5】

長手方向のベース部と、

前記ベース部の短手方向に延びる両側部から下向きに延びる第1及び第2の向かい合ったストレイン・リリーフ・ラッチを含み、各ラッチは、第1の閉じた周縁開口部及び第2の閉じた周縁開口部を形成して、前記第1の閉じた周縁開口部が前記第2の閉じた周縁開口部と前記長手方向のベース部との間に配置されており、外向きに撓んだラッチが、前記第2の閉じた周縁開口部を含まないことを除き同じ構造を有するラッチと比較して、より

小さい最大応力を経験するようになっている、電気ケーブル用のストレインリリーフ。

【請求項 6】

前記第2の閉じた周縁開口部に直接隣接した領域が、前記第2の閉じた周縁開口部を含まないことを除き同じ構造を有するラッチと比較して、より大きい最大応力を経験する、請求項5に記載のストレインリリーフ。